

住民課からのお知らせ

令和2年度町県民税などの申告について

令和2年1月1日現在、黒潮町に在住する世帯に申告書を配付しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない20歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税、介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でも、その旨を記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。また、所得証明書などの税務証明の基礎資料となります。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付が受けられない、各種税額控除が受けられないなどの場合があります。収入のなかった方や障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給して

いる方も申告が必要ですので、期限内の申告をお願いします。ただし、次に該当する方は提出は不要です。

◆申告書の提出が不要な方

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ② 昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③ 昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ④ 昨年中の収入が全くなく町内在住の方に税の扶養をされている方

◆申告の際に必要なもの

- ① 印かん(認印)
- ② 収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)
- ③ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ④ 国民年金などの支払証明書
- ⑤ 医療費の領収書

◆本人確認について

※②、⑤については事前に集計をしておいてください。
本人確認のため「マイナンバー

カード」をお持ちください。マイナンバーカードをお持ちでない方

個人番号通知カードと次のような顔写真付きのもののうちいずれか1つ

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など
顔写真付きのものがない場合
個人番号通知カードと次のようなもの2つ
健康保険証、年金手帳 など

◆受付期間

2月17日(月)～3月16日(月)

※年金受給のみで所得税の還付を受けた方は、2月12日(水)から14日(金)も受け付けます。

※次の日程で休日も申告の受け付けをします。

本庁 3月7日(土)
佐賀支所 3月8日(日)

忘れていませんか
軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなつた原動機付自転車や軽自動車でも3月31日までに廃車手続きをしないと令和2年度も軽自動車税がかかります。

あなたの家にこのような車両がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続先・連絡先
○原動機付自転車(125cc以下)	本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3111
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超のバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

農耕車には軽自動車税がかかります

農耕車とはトラクター、乗用装置付のコンバイン、田植機、運搬車両などの農耕作業用自動車など大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。

これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買ひ替え、廃車したときも手続きが必要です。

◆登録に必要なもの

- ・所有者の印かん(認印)
 - ・車名
 - ・車台番号
 - ・総排気量
- ※代理人が届出をする場合は、代理人の印かんも必要です。

¥ 軽自動車税の減免ユウシ

障がい者のために使用する車で次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- ・障がい者が所有し自らが運転する車
 - ・障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者と生計が同一である方を含む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車
- ・障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通

院通学などのために運転する車

※障がいの程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車あわせて1台に限ります。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ・個人番号カードまたは通知カード
 - ・運転者の運転免許証
 - ・印かん(認印)
 - ・自動車検査証
 - ・減免申請書(住民課にあります)
- ※「生計が同一であること」、「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(令和2年度分)

- 5月25日(月)まで
 - ※4月1日現在、所有している車に限ります。
 - ※4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、翌年度から対象となります。
- お問い合わせ
本庁 住民課 住民税係

☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113

マイナンバーカードおよび電子証明書の更新について

マイナンバーカードは10年(未成年者は5年)、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。

現在マイナンバーカードをお持ちの方で有効期限を迎える方に対し、有効期限の2カ月から3カ月前に有効期限通知書が送付されます。通知書が届きましたら更新手続きをお願いします。

◆更新手続きについて

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は無料です。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のある方】

申請書IDの右側に「交付申請用QRコード(URL)」があります。QRコードを利用したスマホ申請を、ぜひご利用ください。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のない方】

有効期限通知書に記載されている必要書類をお持ちの上、役場担当窓口へお越しください。

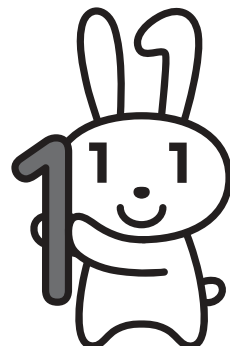
○更新手続・お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん